

新たな基本構想に関する  
審議の中間のまとめ

令和元年12月  
目黒区長期計画審議会

はじめに～「中間のまとめ」の公表に当たって～

目黒区長期計画審議会は、平成31（2019）年1月に、区長から長期計画の改定に当たって、「21世紀半ばの将来に向けて、区民の誰もがいきいきと輝き、心豊かに生活できる地域となるよう、改めて10年先、20年先の目黒区のあるべき姿、また、その実現に向けて取り組んでいくべき施策の基本的方向について、ご提言いただきたい」との諮問を受けました。

現行の目黒区基本構想は、21世紀初めの目黒区を展望し、区民生活やまちの将来像を明らかにしたものです。平成12（2000）年10月の策定後、約20年が経過しており、区民生活や区政を取り巻く状況は大きく変化しています。

例えば、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、日本各地で発生する地震・気象災害によって防災意識・危機意識が高まっています。また、社会問題となった保育所待機児童や繰り返される児童虐待事案への対応など、子どもや子育て家庭に関する施策がクローズアップされています。さらに、スマートフォンの普及に代表される情報通信技術の飛躍的な進展等により生活スタイルが多様化していることや、それとともに人と人とのつながりも変化し、地域コミュニティへの関心が希薄化していることなどが挙げられます。

一方、将来に目を向ければ、地方自治体の共通の課題でもある「人口構造の急激な変化」「老朽化する公共施設の維持・更新」「情報通信技術の急激な進化に伴う新たな技術の登場」などに適切に対応していく必要があります。

特に、人口構造の変化について言えば、日本全体として「人口減少社会」になる中、目黒区においては、東京圏への人口流入により人口増が続いていますが、今後10年内には人口減少・超高齢社会の局面を迎えることは避けられず、将来の社会経済の支え手である年少人口・生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は更に増加します。人口構造の変化がこれまでに経験したことのない様々な課題を生じさせることが予想されています。

区民生活を支える基礎自治体である目黒区は、人口構造や社会経済状況の大きな変化が予測される中であっても、地域の活力が失われることなく、全ての世代の人々にとって暮らしやすく、地域の様々な活動に参加できる環境を整備するとともに、将来にわたって持続可能な行政サービスを展開していくことを基本として、区政を推進していかなければなりません。

私たちが審議してきた基本構想は、困難な時代に立ち向かうための「区政運営の羅針盤」です。目黒区が区民とともに目指すべき「区の将来像やあるべき姿」を、基本構想という形で、多様な区民の参画を得ながら作り上げていくことが必要であると考えます。

このような基本的認識に立って、私たちは、これまで8回の審議会の中で、平成30（2018）年12月に区が実施した「めぐろの未来アンケート」で寄せられた目黒区の魅力や将来像への意見を踏まえつつ、18の行政分野についての課題認識やその解決のための施策の方向性について、率直に意見交換しながら議論を重ねてまいりました。そして、この度、当審議会での審議の過程を明らかにするため、「中間のまとめ」を作成しました。

そこで、この「中間のまとめ」について、区民の皆様の率直なご意見を是非お聞かせいただきたいと思えます。

今後、当審議会では、「中間のまとめ」に対していただいたご意見を踏まえて更に検討を進め、来年3月を目途に答申を取りまとめて区長に提出する予定です。

なお、いただいた個々のご意見に対する審議会としての考え方は、原則として答申をもってお示しすることをご了承いただきますようお願いいたします。

令和元（2019）年12月5日

目黒区長期計画審議会

会長 岡田 匡令

## 目 次

1	基本構想の役割	1
2	新たな長期計画の体系	2
3	長期計画の評価手法	3
4	未来の目黒の姿	4
5	私たちが考えた政策分野別の「目指すべき将来像」	6
6	最終答申に向けて	12

### (参考資料)

○	目黒区長期計画審議会条例	14
○	目黒区長期計画審議会委員名簿	15
○	諮問文(写)	16

## I 基本構想の役割

現行の目黒区基本構想では、その役割を次のように説明しています。

この基本構想は、(中略) これからの区民生活やまちの姿など、その将来像を明らかにするとともに、その実現に向けて区と区民が協働して取り組むまちづくりの基本目標と、施策の基本的な方向を、「目黒区と区民の基本的な約束」として示すものにほかなりません。

したがってそれは、目黒区における計画的な行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、目黒区行政のすべての側面で尊重されることになるのはもとより、区の計画や事業などを推進していく上で生じる国や東京都など他の行政主体との関係においても、また区に関連する民間事業者との関係においても、そして何よりも区民一人ひとりとのかかわりにおいても、最大限に尊重されるべき「目黒区まちづくりの基本ルール」としての役割を持つものです。

自治体の基本構想とは、当該自治体のまちづくりの基本的な理念や将来像と、それに向けての長期的な目標や政策の方向を示すものです。行政計画の最上位の計画であるとともに、区（首長及び議会）と区民とが共有し、地域社会全体で実現すべき目標であるといえると思います。

なお、この基本構想については、従来は地方自治法により区市町村に策定が義務付けられていましたが、平成23（2011）年の法改正により策定義務はなくなり、現在ではそれぞれの自治体が必要性を判断して策定する計画となっています。また、この改正により、議会の議決を経て策定とする定めもなくなりましたが、目黒区では、平成30（2018）年11月に施行された「目黒区議会の議決に付すべき事件に関する条例」により、基本構想の策定、改廃を行うときは議決を経ることとされています。

当審議会では、上記の基本構想の役割への認識、また、今後の区政運営に当たって基本構想が持つ重要性への認識を改めて確認するとともに、その必要性は、現在においても何ら変わるところはないと考えました。

## 2 新たな長期計画の体系

目黒区の長期計画は、現在、期間の定めがない区政運営の基本的指針である「基本構想」、構想実現のための政策に関する10か年計画である「基本計画」、基本計画に定める施策を具体化する5か年の行財政計画である「実施計画」の3層で構成されています。

当審議会では、基本構想の内容についての議論のほか、この機をとらえて長期計画全体のあり方についても意見交換を行いました。

他の自治体における長期（総合）計画の現状を見ると、7割以上の自治体が3層構成で策定しており、その長所は「長期・中期・短期の計画群として、それぞれの役割が明確であり、計画間の関係が整理しやすいこと」が挙げられます。一部の自治体では、3層構成の長期計画を2層構成（基本構想と基本計画の2層とする例が多い）とすることで計画全体のスリム化を図っている例もありますが、一方で個々の計画内容が肥大化するという課題が挙げられています。

こうした状況を踏まえると、新たな目黒区の長期計画は、多くの自治体で採用されている3層構成が望ましいと考えます。

また、長期計画の計画期間については、基本計画の下に位置付けられる各種の補助計画が5年から10年の計画期間としていることを考慮し、基本計画を10か年計画とすることが妥当と考えます。中期の行政計画である基本計画を10年とすれば、その上位の区政運営方針である基本構想はおおよそ20年、短期の実施計画は5年以下とすることが、計画相互のバランスとしてふさわしいものと考えます。

### 3 長期計画の評価手法

区の行政運営に長期計画を生かすためには、長期計画の策定過程だけでなく、計画に基づいてどのような行政運営を行うかが重要です。そのためには、長期計画の策定(Plan)の段階から、策定された長期計画を用いて施策を実施する運用(Do)の段階、施策を実施した成果を評価・分析(Check)し、より良い計画の運用に向けて改善を図る(Action)までの、長期計画の運用・管理全体が円滑に回る仕組みを整えておく必要があると考えます。

区の長期計画に掲げる政策・施策や事業には数値目標になじまないものがあることは確かです。しかし、計画の執行状況を把握し、評価・改善につなげていくためには、一定の成果指標(数値目標)を設定し、その進捗状況を踏まえて、それぞれの施策や計画全体を客観的に評価できる仕組みが不可欠です。

目黒区の現行基本計画では、計画期間内に特に推進すべき施策・事業について数値目標を掲げ、それらを「重点プロジェクト」として進行管理する仕組みを設けています。

このような現行計画を踏まえ、今後も計画の実施による成果を客観的に、わかりやすく検証することができるように、主要な施策・事業に数値目標を設定し、成果の評価を行うことが重要であると思います。

また、社会状況の変化や多様化・複雑化する行政課題に柔軟かつ機動的に対応していくためには、評価を踏まえて計画に掲げた政策目標や施策の内容、実施手法などを適時・適切に改善する進行管理が求められます。

例えば、10か年計画の基本計画で数値目標を定める場合には、現行計画のように10年間不変の目標の設定は難しく、事業の進捗や状況変化に応じて、適切な時期に見直すということを考える必要があります。また、そうした見直しの時期をとらえて、基本構想を含めた長期計画全体についても、将来を展望する内容、社会状況の変化に対応できる内容となっているか確認・検証を行うなど、計画の一体性、有効性に目を配ることが望ましいと考えます。

## 4 未来の目黒の姿

新たな基本構想の目標年次を今からおおよそ20年後の2040年とすると、その時の地域社会はどうなっているでしょうか。

地域の生活に最も大きな影響があるのは、人口構造の変化です。目黒区の人口は、東京圏への人口流入、出生数の増傾向により、当面は人口増が続きますが、5～10年後をピークとして、減少局面へ向かうとされています。平成30（2018）年3月の目黒区の人口推計では、10年後、20年後の人口構造を次のように予想しています。

【人口構造の変化（平成30年3月 目黒区人口・世帯数の予測）】

	平成27（2015）年		令和12（2030）年		令和22（2040）年	
	人数（人）	構成比	人数（人）	構成比	人数（人）	構成比
総人口	277,622	—	282,540	—	269,548	—
年少人口	28,671	10.3	35,772	12.7	24,277	9.0
生産年齢人口	191,610	69.0	186,754	66.1	173,163	64.2
高齢者人口	55,198	19.9	60,014	21.2	72,108	26.8
（内75歳以上）	27,368	9.9	31,956	11.3	33,868	12.7

令和12（2030）年の目黒区の人口は、平成27（2015）年と比べ、年少人口が7千人増加する一方で、生産年齢人口は約5千人の減、その5千人が高齢者人口、更に75歳以上人口にスライドするような形となります。

そして、令和22（2040）年には、減少に反転した年少人口が平成27（2015）年比で4千人減、生産年齢人口が1万8千人の減となる一方、高齢者人口は1万7千人の増、そのうち75歳以上人口は6千5百人の増となると予想しています。

日本全体では、そのころ75歳以上人口が20%となり、5人に1人が75歳以上に、目黒区でも3.7人に1人が65歳以上、人口の1割超が75歳以上となります。

その先、令和27（2045）年には、全ての都道府県で65歳以上の人口が3割を超え、2050年頃には日本の高齢化率は38%超で、その後は高止まりの状況となると予想されています。

次に、区民目線から見た目黒区の魅力や期待する将来像を見ると、平成30（2018）年12月に区が実施した「めぐろの未来アンケート」の中から、次のような姿が読み取れます。



【区のイメージ・将来像】

(選択した区民の割合(％))

	現在の目黒区のイメージ		期待する将来像	
1	便利なまち	62.2	治安が良いまち	34.4
2	治安が良いまち	50.8	高齢者や障害者にやさしいまち	27.2
3	緑などの自然が多いまち	39.1	健康に暮らせるまち	26.6
4	にぎわいがあるまち	22.9	福祉が充実したまち	26.5
5	景観が良いまち	15.6	災害に強いまち	23.7
6	健康に暮らせるまち	13.7	子育てしやすいまち	22.5
7	文化あふれるまち	8.5	緑などの自然が多いまち	21.9

- 「治安が良いまち」のイメージは、区民の多くが将来にわたって維持してほしいと考えているといえます。
- 現在のイメージで「子育てしやすいまち」「高齢者や障害者にやさしいまち」「災害に強いまち」と回答した区民の割合は低く、将来像としてこれらの施策が期待されていると思われます。
- 上記の他に「まちの魅力とを感じる場所や雰囲気」について聞いていますが、「目黒川」「桜並木」「中目黒、自由が丘などおしゃれな街」「目黒不動、円融寺、祐天寺などの寺社仏閣」「公園や街並みの緑が多い」などが挙げられています。

【暮らしやすさ・暮らしにくさ】

(選択した区民の割合(％))

とても暮らしやすい (18.7)	暮らしやすい (59.6)	どちらともいえない (7.7)	暮らしにくい (7.0)	とても暮らしにくい (0.7)
---------------------	------------------	--------------------	-----------------	--------------------

- 自分の住んでいる地域が「暮らしやすい」と感じている区民は、約8割(78.3%)となっています。
- 暮らしやすいと感じる理由は、「便利・治安が良い」「街並み・自然環境が良い」という理由が多くなっています。これらの点は、区のイメージと重なっており、「まちの魅力」といえます。
- 一方で、「暮らしにくい」と感じている区民は1割に満たない状況です。
- 暮らしにくいと感じる理由としては、物価や住宅条件が多くなっています。次いで、「子育て支援が充実していない」「都市基盤の整備が不十分」という理由が挙げられており、これらへの対策が求められているといえます。

こうした人口構造の変化や区民が期待する将来像などを踏まえ、区民と行政が共有できる「目黒らしさ」が感じられる「目黒ならではの」の将来像を示していきたいと思えます。

## 5 私たちが考えた政策分野別の「目指すべき将来像」

先にも述べたとおり、基本構想とは、自治体のまちづくりの基本的な理念や将来像と、それに向けての長期的な目標や政策の方向を示すものです。その内容を検討する上では、区の幅広い政策・施策についての課題や進むべき方向を知る必要があります。

当審議会では、区全体の政策・施策を18の行政分野（表のA欄）に分け、それぞれの政策課題や課題解決の方向性について区の担当部局の考え方を聴取するとともに、その内容や分野ごとの将来像について議論を重ねてきました。この行政分野別の審議は、概ね区の組織の分掌事務に合わせて整理された資料に基づき行ってきましたが、当審議会では、組織的な「縦割り」でなく、政策レベル（表のB欄）に細分化した上で、それぞれの施策の関連性を踏まえて、再度、より大括りの政策分野に積み上げる形で整理し直した方が良いと考えました。

そこで、中間答申では、次の表のとおり政策の分類を切り分け、その政策ごとに目指すべき将来像（表のC欄）をまとめるとともに、将来像を実現するための施策例（表のD欄）についても合わせて記載することとしました。

A 行政分野	B 政策の分類	C 目指すべき将来像	D 将来像を実現するための施策例
1 行財政運営	(1) 効果的・効率的な行財政運営	時代変化に応じて、安定的に運営できる財政基盤の下、職員の能力向上が図られるとともに、効果的かつ効率的な区政運営が展開されています。	<input type="checkbox"/> 行政内部の事務のICT活用 <input type="checkbox"/> 民間活力の活用 <input type="checkbox"/> 官民連携の推進 <input type="checkbox"/> 職員の確保・人材育成 <input type="checkbox"/> 仕事と生活の調和の推進
	(2) 適切な公共施設サービスの提供	区民が集い、活用する施設サービスが提供されています。	<input type="checkbox"/> 区有施設の見直しの推進
2 情報政策	(3) デジタル・ガバメントの推進	先端技術が適切に活用され、各種手続が自動化・ワンストップ化されています。また、行政・民間相互のデータの利活用が進み、施策に生かされています。	<input type="checkbox"/> 各種手続のデジタル化の推進 <input type="checkbox"/> データ利活用の推進 <input type="checkbox"/> 情報セキュリティ対策の推進
	(4) 広報・広聴の充実	区民がいつでも区政情報を取得できる環境が整っています。また、区と区民がつながる双方向のコミュ	<input type="checkbox"/> 情報発信力の強化 <input type="checkbox"/> 区民の区政参画・情報共有の推進

		ニケーションが確立されるとともに、多くの場面で区民が区政に参画しています。	
3 平和・人権	(5) 平和の希求	戦争の記憶が風化することなく、区民の平和意識の根底に受け継がれています。	○平和の尊さの啓発
	(6) 人権を尊重し多様性を認め合う地域社会の実現	誰もが一人ひとりの人権を尊重し、個性や違いを認め合うことで、それぞれの能力を発揮し、活躍できる地域になっています。	○人権尊重の施策の推進 ○男女平等・共同参画の推進 ○性の多様性の理解促進
4 防災・防犯	(7) 震災、風水害などへの備え	区民一人ひとりの防災意識が高く、地域の多様な主体による防災活動の体制が整うとともに、自助・共助・公助の連携による安全・安心な地域づくりができています。	○避難者対策の推進 ○地域防災力の向上 ○帰宅困難者対策の充実 ○災害時における応急対応力の強化
	(8) 日常生活の安全・安心	区民一人ひとりの防犯意識が高く、地域で見守る防犯活動が充実し、誰もが被害者にならない地域社会となっています。	○日常生活における犯罪被害の防止 ○地域防犯ボランティアの活動促進 ○防犯設備の整備促進 ○消費者被害の防止
5 地域コミュニティ	(9) コミュニティ活動の活性化促進	区民が自分の地域に関心を持ち、地域の人と人とのつながりを基にして助け合い、支え合うことができる住み良い地域社会になっています。	○多様なコミュニティ活動への支援 ○地域活動団体同士の連携・協力の促進
6 産業振興	(10) 地域の産業振興	個性豊かな事業者により新たな産業価値が生まれ、既存の産業も活性化し、地域産業が安定的かつ継続的に発展しています。	○地域産業の維持・発展への支援 ○創業・起業への支援
	(11) 商店街の活性化支援	地域資源を活かした魅力ある商店街により、日々の買い物客や来訪者の交流が生まれ、まちのにぎわいが形成されています。	○魅力ある商店街づくりの推進 ○地域資源を活かしたまちの魅力の向上

7 芸術・観光・自治体交流	(12) 芸術・文化の振興	芸術・文化を契機とした人と人とのつながりが創出されています。また、区民が身近に芸術・文化に触れ、親しめる環境が整っています。	○芸術・文化に親しむ機会・場の提供 ○芸術・文化活動への支援 ○芸術・文化を通じたつながりの創出
	(13) 観光まちづくりの推進	区民の住環境に配慮した目黒ならではの「まち歩き観光」により、来訪者と地域の人々との交流が生まれています。	○観光資源の活用 ○来訪者への情報提供の充実 ○多言語対応の推進
	(14) 自治体交流の推進	区と国内外の自治体との交流を基礎として、様々な分野で住民同士の交流に発展し、地域の活力につながっています。	○他の自治体との交流推進 ○外国都市との交流推進
	(15) 多文化共生の推進	外国人住民も生活者として地域に関わり、地域の中で様々な文化が共生しています。	○外国人住民への生活支援 ○外国人住民の地域参加の促進
8 スポーツ振興	(16) スポーツを楽しむ環境の整備	年齢や障害の有無に関わらず、誰もがそれぞれのライフステージに応じて、共にスポーツを楽しんでいます。	○スポーツに親しむ機会・場の提供 ○スポーツを通じた健康づくりの推進 ○スポーツを通じたつながりの創出
9 地域福祉・地域包括ケア	(17) 地域共生社会の実現	人と人、人と地域がつながり支え合い、住み慣れた地域でその人らしく自立し、充実した生活を送ることができる地域になっています。	○包括的な相談支援体制の充実 ○地域における支え合いの推進 ○地域福祉活動への支援 ○認知症対策の推進
10 高齢福祉・障害福祉・生活困窮	(18) 高齢者福祉の充実	誰もが年齢の垣根なく様々な場面で活躍し、生きがいを持って暮らすことができる地域になっています。	○高齢者福祉施設の整備 ○生活支援サービスの充実 ○介護給付・予防の充実 ○多様な地域・社会参加の場の充実
	(19) 障害者福祉の充実	障害のある人が自らの意思で自分らしく生きることができ、障害の有無に関わらず相互に理解と交流を	○障害の理解促進・障害者差別解消の推進 ○障害者福祉施設の整備

		図り、共に暮らす地域になっています。	○自立・社会参加の支援
	(20) 生活の安定と自立支援	多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向けた官民連携の支援体制が整っています。	○健康で自立した生活への支援 ○包括的な相談支援
11 保健医療	(21) 健康長寿の実現	区民のライフステージや心身の状態に応じた各種の健康施策が展開され、生涯にわたり健康で活力あふれる生活を送ることができています。	○生涯を通じた健康づくりの推進 ○受動喫煙防止の推進 ○各種健（検）診・保健指導の充実
	(22) 保健・医療体制の充実	誰もが質の高い医療を受けることができ、保健と介護、福祉の連携により住み慣れた地域での生活が継続できています。また、健康危機に関する管理体制が整っています。	○妊娠期からの相談体制の充実 ○地域の医療提供体制の整備 ○在宅療養等の支援 ○感染症対策の強化 ○自殺対策の推進
	(23) 生活環境の向上	食品安全、生活衛生等、区民生活の基盤となる快適で安心できる生活環境が確保されています。	○食品衛生の推進 ○生活衛生の推進
12 子育て	(24) 子育て支援の充実	家庭、学校、地域など、あらゆる場面で子どもの権利が尊重され、子どもたちが自らの意思で生き生きと成長し、元気に過ごすことができるまちになっています。また、家庭の希望に応じて子どもを産み育てやすい環境が整っています。	○子どもの権利が尊重される環境の整備 ○妊娠期から青年期までの包括的な子育て家庭への支援 ○子どもの虐待を防止するための体制整備 ○多様な保育・教育の充実 ○子どもの安全な遊び場・放課後の居場所づくりの推進 ○青少年の健全育成
13 安全・安心の街づくり	(25) 災害に強い街づくり	建築物の不燃化・耐震化が進展するとともに、都市基盤の防災・減災の機能が向上し、災害に強い安全・安心な街になっています。	○木造住宅密集地域の整備の促進 ○建築物の不燃化・耐震化の促進 ○狭あい道路の拡幅整備

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○無電柱化の推進</li> <li>○激甚化する自然災害への対応</li> <li>○雨水流出抑制の推進</li> </ul>
	(26) 魅力ある街並みの整備	落ち着きとにぎわいが両立する目黒らしい魅力ある街が形成されています。また、それぞれの地域特性を生かした生活拠点が整備されています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域特性に応じた生活拠点の整備</li> <li>○計画的な土地利用の促進</li> <li>○地域街づくりの推進</li> <li>○良好な景観形成の推進</li> <li>○景観資源の保全・活用</li> </ul>
14 道路・交通			
	(27) 誰もが住みやすい環境の確保	子どもから高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる快適な居住環境と、安全で快適に歩ける道路空間、自由に移動し交流できる交通環境が整っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障害者等の居住支援</li> <li>○空き家対策の推進</li> <li>○住宅の確保に特に配慮を要する者の住まいの確保</li> <li>○道路、橋りょう等の整備・長寿命化の推進</li> <li>○交通バリアフリーの推進</li> <li>○交通安全対策の推進</li> <li>○放置自転車対策の推進</li> <li>○自転車走行の環境整備と安全確保</li> <li>○地域交通の構築</li> </ul>
15 自然環境・景観			
	(28) 自然環境の保全とみどりの創出	公園や川辺、街の中のみどりが豊かに維持され、生き物を育み、街の魅力やみどりを通した人のつながりが形成されています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園等の整備・長寿命化の推進</li> <li>○街のみどりの保全・創出</li> <li>○生物多様性の確保</li> <li>○河川の浄化対策の推進</li> </ul>
16 環境	(29) 持続可能なまちづくり	区民一人ひとりが地球環境にやさしい生活スタイルや行動を实践し、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会が形成されています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化対策の推進</li> <li>○再生可能エネルギーの利用促進</li> <li>○公害対策の充実</li> </ul>

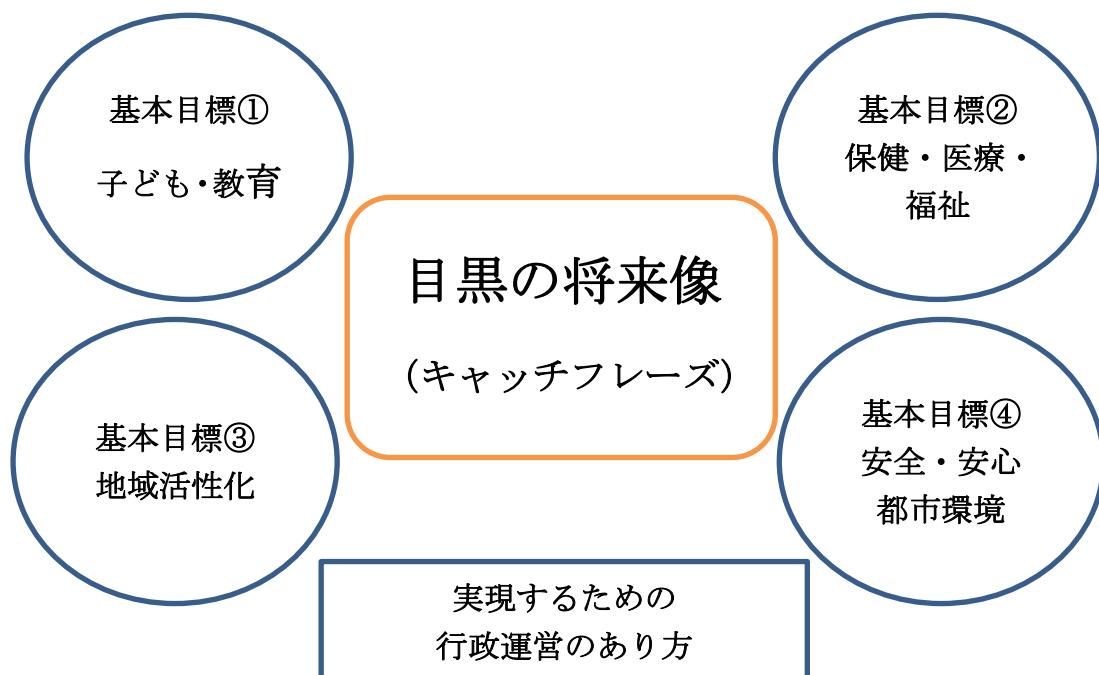
			○多様な主体との連携・協力による環境に配慮した行動の推進
	(30) 持続可能な資源利用の推進	ごみを生み出さない生活行動・事業活動が根付くとともに、資源循環が徹底された社会が構築されています。	○ごみの減量の推進 ○省資源・リサイクルの推進 ○食品ロス削減の推進
17 教育	(31) 学校教育の充実	子ども一人ひとりの個性に応じた適切な教育が行われ、次代を担う子どもたちが、心豊かに、健やかに成長しています。学校と家庭、地域との連携・協力により、共に子どもの命を守り成長を支えていく体制が整っています。また、学校施設の安全性が保たれ、良好な教育環境が整っています。	○個に応じた教育による確かな学力の向上 ○違いを認め自他を思いやる豊かな心の育成 ○健やかな体の育成 ○「チーム学校」の推進 ○教員の資質・能力の向上 ○学校施設の老朽化への対応 ○快適な学習環境の整備（学校 I C T 環境を含む。） ○幼児教育の推進 ○インクルーシブ教育システムの構築の推進
18 生涯学習	(32) 生涯学習の充実	区民の生涯にわたる知的欲求やライフステージに応じて様々な学習機会が提供されています。また、区民同士の学習の場などを通じて地域のつながりが形成されています。貴重な文化財が保護・活用され、次世代に引き継がれています。	○多様な主体の連携・協力による幅広い学習機会の提供 ○家庭・地域の教育力の向上 ○社会教育活動の促進 ○図書館サービスの充実 ○文化財の保護・活用

## 6 最終答申に向けて

最終答申に向けては、上記5でお示しした32の政策分野を、いくつかの大括り（下記のイメージ例では4つにしています。）の政策分野にまとめ、それらを区政の「基本目標」とし、併せて「その目標を実現するための行政運営のあり方」を取りまとめていきます。

その上で、目黒区が目指すべき21世紀半ばのまちの将来像を、わかりやすい言葉でお示ししていきたいと考えています。

### 【最終答申のイメージ例】





## 参 考 资 料

○目黒区長期計画審議会条例（昭和44年6月目黒区条例第17号）

（設置）

第1条 目黒区の長期計画を策定するため、区長の附属機関として、目黒区長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、長期計画策定について、審議し、答申する。

（組織）

第3条 審議会は、区長が任命又は委嘱する委員30人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第6条 審議会は、会長が招集する。

（定足数）

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 目黒区長期計画審議会委員名簿

(敬称略、区分毎50音順)

区分	氏名		役職名等	備考
学識経験者	○石渡 和実	イシワタ カズミ	東洋英和女学院大学教授	小委員会委員長
	◎岡田 匡令	オカダ マサノリ	淑徳大学名誉教授	小委員会委員
	梶田 真	カジタ シン	東京大学准教授	小委員会委員
	澤野 由紀子	サワノ ユキコ	聖心女子大学教授	小委員会委員
	鈴木 秀洋	スズキ ヒデヒロ	日本大学准教授	小委員会委員
	根上 彰生	ネガミ アキオ	日本大学教授	小委員会副委員長
区議会議員	青木 早苗	アオキ サナエ	区議会議員	平成31年4月30日まで
	岩崎 ふみひろ	イワサキ フミヒロ	区議会議員	
	おのせ 康裕	オノセ ヤスヒロ	区議会議長	平成31年4月30日まで
	かいてん 和弘	カイデン カズヒロ	区議会議員	令和元年5月30日から
	川原 のぶあき	カワハラ ノブアキ	区議会副議長	
	河野 陽子	コウノ ヨウコ	区議会議員	令和元年5月30日から
	佐藤 ゆたか	サトウ ユタカ	区議会副議長	平成31年4月30日まで
	関 けんいち	セキ ケンイチ	区議会議員	令和元年5月30日から
	橋本 欣一	ハシモト キンイチ	区議会議員	平成31年4月30日まで
	橋本 しょうへい	ハシモト ショウヘイ	区議会議員	令和元年5月30日から
	宮澤 宏行	ミヤザワ ヒロユキ	区議会議長	令和元年5月30日から
区内関係団体	追川 幸之助	オイカワ コウノスケ	町会連合会	
	岡田 一弥	オカダ カズヤ	商店街連合会	
	小林 節子	コバヤシ セツコ	住区住民会議連絡協議会	
	齊藤 徳雄	サイトウ ノリオ	連合目黒地区協議会	
	篠崎 隆行	シノザキ タカユキ	小学校PTA連合会	
	團村 守男	ダンムラ モリオ	産業団体連合会	
	中島 みち子	ナカジマ ミチコ	女性団体連絡会	
	橋本 洋子	ハシモト ヨウコ	NPO法人目黒体育協会	
	花谷 勇治	ハナタニ ユウジ	目黒区医師会	
	山田 脩	ヤマダ オサム	障害者団体懇話会	
	山本 加奈代	ヤマモト カナヨ	民生・児童委員協議会	
公募区民	伊東 修	イトウ オサム		
	雑賀 成元	サイガ シゲチカ		
	佐藤 くみ子	サトウ クミコ		
	関川 佳月子	セキカワ カヅコ		
	田中 麻起子	タナカ マキコ		

◎会長 ○副会長

(写)

目企政第 1178 号  
平成 31 年 1 月 31 日

目黒区長期計画審議会会長 宛て

目 黒 区 長

目黒区基本構想及びこれを実現するための施策の方向性について（諮問）

目黒区長期計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

現行の目黒区基本構想は、21 世紀初めの目黒区を展望し、区民生活やまちの将来像を明らかにしたもので、平成 12 年 10 月の策定後、既に 18 年が経過しており、策定から現在までに、区民生活や区政を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、本区においても、近い将来には人口減少・超高齢社会の局面を迎えることは避けられず、社会経済の支え手である生産年齢人口の減少とともに、高齢者人口は更に増加し、これまでに経験したことのない様々な課題が生じることが予想されています。

このように人口構造や社会経済状況の大きな変化が予測される中であっても、区民生活を支える基礎自治体である目黒区は、地域の活力が失われることなく、全ての世代の人々にとって暮らしやすく、地域の様々な活動に参加できる環境を整備していく必要があります。また、行財政運営に当たっては、引き続き健全で強固な行財政基盤の確立に向けた取組を進め、将来にわたって持続可能な行政サービスを展開していくことが必要です。

21 世紀半ばの将来に向けて、区民の誰もがいきいきと輝き、心豊かに生活できる地域となるよう、改めて 10 年先、20 年先の目黒区のあるべき姿、また、その実現に向けて取り組んでいくべき施策の基本的方向について、ご提言いただきたく諮問します。

以 上